

# 2021(令和3)年度 授業実施ガイドライン

2021.9.10 教務委員会

北海道教育大学危機対策本部会議から示された「新型コロナウイルス感染拡大防止のための北海道教育大学の行動指針」(2020.5.29、2020.8.4 改定)によると、「道知事又は市町村長から外出自粛や施設の使用停止が要請されていない」状況(危機対策本部規定のレベル 1)となった場合には、「教室内外の環境整備や授業時間割の工夫等によって、感染防止対策を講じた上で、対面授業を実施する。なお、対面授業が困難と判断される科目については、遠隔授業(対面授業との併用を含む)を実施する。いずれの場合においても、学生に不利益がないよう配慮する。」としている。

以下に、2021(令和3)年度に釧路校で授業の実施をする場合の基準(ガイドライン)を示す。なお、本ガイドラインは、今後の状況に応じて適宜変更・修正されることがある。

1. 基礎疾患のある学生や感染の不安がある学生に対する合理的配慮とともに、就職活動や教育実習等により五月雨式に「自宅待機期間」(危機対策本部会議「基本方針」)を要する学生が想定されることから、対面授業を実施する場合においても、適宜遠隔授業を実施する。
2. 遠隔授業と対面授業は、開講方式にかかわらず、授業の内容、成績や単位認定等、同等の質・評価基準を担保する。
3. 対面及びオンラインによって実施する授業時間は原則、1コマ・90分以内とする。  
時間割は、対面と遠隔が同日にある学生の移動時間の確保のために以下の通りとする。
  - 1 コマ目：8:50～10:20
  - 2 コマ目：10:40～12:10
  - 3 コマ目：13:00～14:30
  - 4 コマ目：14:50～16:20
  - 5 コマ目：16:40～18:10
4. 対面授業における受講学生数は、以下の基準をめやすとする。
  - (1) 学年全体の授業や事前指導(約200名)は、3教室(403・402・304講義室)による遠隔システムを使用するか、1回に受講する学生を減らして実施する。
  - (2) 1学年の約半数(約100名・AC/BDクラス等)を対象とした授業は、403・503講義室のみ全員が参加する形で実施可能とし、それ以外の教室では、1回に受講する学生を50名程度に減らす。
  - (3) 1回の授業を受講する学生数は、各教室に示された教室定員の半数程度とする。
  - (4) 50名程度以下の授業は、十分な配慮のもと実施する。
  - (5) 新型コロナウイルス感染症を理由とした履修登録の制限は行わない。
5. 3に示した受講学生数とするために、以下のような方法をとる。
  - (1) 1回に受講する学生を半分にして、隔週で対面授業と自宅学習(遠隔授業)を交互に実施する。
  - (2) 学生の入替え時に十分な時間と導線を確認し、受講生を40分程度で交替させる。
  - (3) 受講する学生を2教室に分けて同時展開する(校内遠隔システムの使用/教員が教室を移動)。
  - (4) 上記の組み合わせを含む、その他。
6. 学生が対面授業を受講する際には、次の大学への入校条件を厳守すること。①大学入口での手指の消

毒、②原則、不織布マスクの着用、③発熱や風邪等の症状があった場合には、3日間連続して「発熱がない」「風邪症状がない」「体調に不安がない」翌日(4日目)以降でなければならない。

7. 授業開始の前後に、教室前で手指の消毒をするよう周知する。
8. 学生の健康状態を適宜確認し、体調不良時には学生自らの判断による途中退席や欠席(遠隔授業の受講)を認めることを周知する。なお、感染拡大防止の観点から、学生が途中退席や欠席を躊躇することないがよう周知の仕方を工夫する。
9. 新型コロナウイルスのワクチン接種や副反応による体調不良については、欠席(遠隔授業の受講)を認めることを周知する。
10. いわゆる「三密」(密閉・密集・密接)を避けるために、以下のことを実施する。
  - (1) 教室の換気扇をONにした上で、扉や窓を終始開放するか、概ね30分毎に学生の協力を得て窓を開け、授業時間内に複数回の換気を行う。
  - (2) 黒板やスクリーン等へ同一方向を向いて座る講義形式の授業は、学生間の距離を概ね1m程度とるよう座席配置を工夫する。
  - (3) 机をコの字型、ロの字型等で行う演習形式の授業は、教室の規模・受講する学生数等に応じて、学生間の距離や向き合い方等を十分に配慮する。
  - (4) 実験や実習、実技、個別指導等においては、教室の規模・受講する学生数等に応じて、学生間の距離や向き合い方等を十分に配慮する。
  - (5) 学生の発言や質問等の機会を十分な配慮の上確保するとともに、学生同士の討論や共同作業については密集・密接になる可能性があることから、短時間の実施とするか、極力控える。
  - (6) 授業中の教室内の移動はできるだけ避け、教室の入退室については十分な時間と学生間の距離をとる。
  - (7) 紙類を媒介とした感染拡大を防ぐため、プリント類の配布や提出・回収には十分な配慮をする。
  - (8) 授業を担当する教員も必ずマスクを着用する。また、受講する学生と一定の距離をとり、比較的大きな教室ではマイクを使用するなど、飛沫感染の防止に努める。
10. 実験・実習・実技・個別指導等では、原則として器具・道具・用具・楽器等の共用はしない。ただし、それらを学生間で共用することが避けられない場合には、適宜消毒や洗剤等による拭き取りを行う。
11. 授業を実施する教員は、本ガイドラインに沿って感染予防対策を踏まえた授業計画を立て、受講する学生に不利益がないようにシラバスによる周知を通して情報提供を図る。
12. 本ガイドラインは大学ホームページに掲載して広く公表する。

#### ※遠隔授業について

- ・遠隔授業は、①Web 会議システムソフト (Meet, Teams, Zoom 等) を用いた同時双方向型の「オンライン授業」、②動画を用いたり、大学教育情報システムにおける課題機能を活用した「オンデマンド授業」の2つから構成される。

#### ※適宜について

- (1)基礎疾患がある、対面授業に対して強い不安をもつ、体調不良により治療や休息が必要である、就職活動や教育実習等により自宅待機期間が必要である、ワクチン接種やその副反応により大学に来ることができないなどの理由により、対面授業に出席できない学生に対して、対面授業以外での必要な学び(遠隔授業)を保障する。なお、遠隔授業は、学生から申し出があった場合において対応する。
- (2)学内で感染者が発生した場合の他、本部・行動指針「レベル 2」の段階になったときには、すべての授業を遠隔にて実施する。対面授業ができるだけすみやかに遠隔授業に切り替えられるよう、あらかじめ必要な準備をしておく必要がある。